

令和 3 年 7 月 9 日

青森市政記者会 様

青森市総務部長

懲戒処分について

本市職員を地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分としたので、別紙のとおりお知らせいたします。

【問合せ先】

青森市総務部人事課

課長 工藤 、主幹 伊藤

電話：017-734-5093

別紙

生活保護業務における事務過怠について

(1) 事案の概要

福祉部生活福祉二課での生活保護業務において、訪問していないものを「訪問した」と記録に偽りの記載をし、その適正な事務処理を怠ったもの。

また、3 か月毎に訪問調査を実施することとしている被保護者 1 名に対しては、訪問していないものを「訪問した」と偽りの記録をしたほか、6 か月間に渡り接触を図らず、生活状況の把握が遅れたため、保護費の過払いを生じさせたもの。

(2) 被処分者及び処分量定

総務部情報政策課 主事 (30 歳代 男性) 減給 1/10 1 月

【量定判断要素】

- ・被保護者の訪問記録に偽りの記載をしたこと。
- ・被保護者との接触を怠り、結果として、保護費の過払いを発生させたこと。
- ・保護費の過払い分は既に返納され、市に実害はなかったこと。

(3) 処分日

令和 3 年 7 月 9 日